

Nabeshima Labor management



労働基準関係法令に違反し、送検されるとは？！

【誰が送検するの？】

労働基準監督官です。

【労働基準監督官の権限とは？】

- ・適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ることができます。
- ・調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員に尋問することができます。
- ・立ち入りや調査を拒んだり、妨げた者は、労働基準法により処罰される場合があります。

具体的には…逮捕、逮捕の際の令状によらない差押え・捜査・検証および令状による差押え・捜査・検証の権限を有しています。

※労働基準法関係法令違反の罪について、**刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務として送検**を行えます。

【労働基準監督官の取扱う法律とは？】

労働基準関係法令です。具体的には…労働基準法、最低賃金法、じん肺法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律などの法律

【労働基準監督官の行う監督指導とは？】

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを調査して、関係労働者の労働条件について調査を行います。

法違反が認められた場合には、事業主などに対し、その是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命令する行政処分を行うこともあります。

監督指導は、法違反等を是正することが目的です。

【監督署から送検されるとは？】

送検とは、関係書類・証拠物を検察官に送ることをいいます。

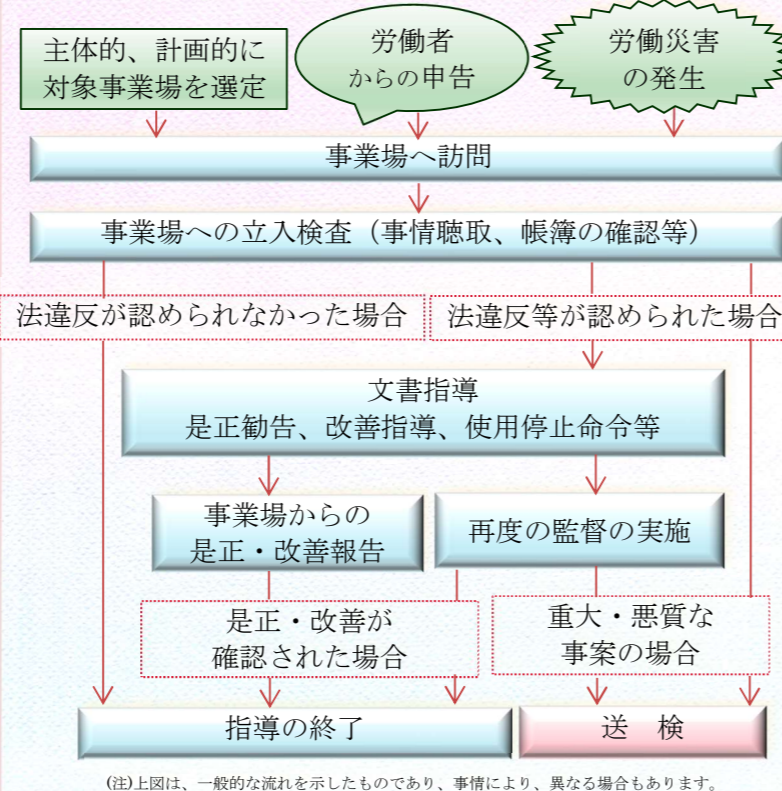
労働基準関係法令を取扱う厚生労働省の労働基準監督官の手を離れ、その後は検察庁の検察官により、証拠等を検討されます。

その上で、起訴、不起訴が決定されます。

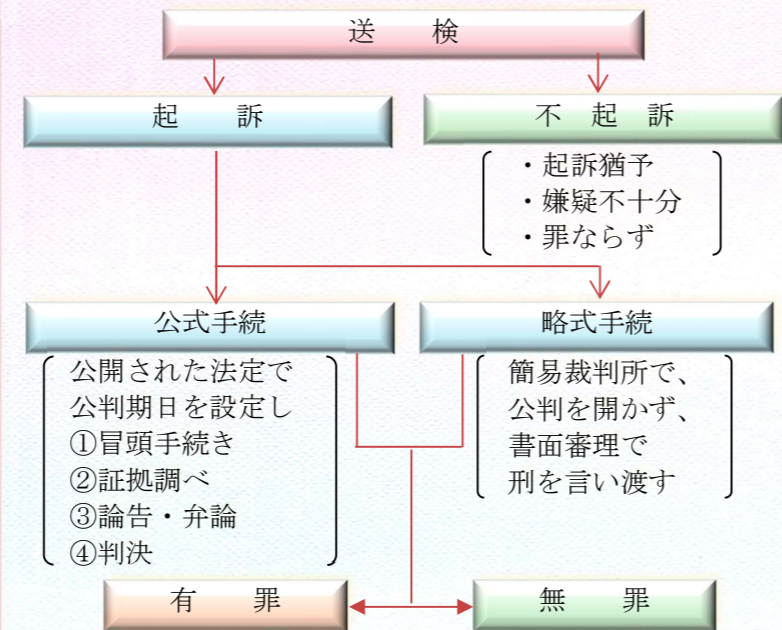
起訴されれば、手続きを踏んだ上で、有罪無罪が確定します。

※送検されただけでは、有罪ではありません。判決により、有罪が確定します。確定するまでは、無罪推定の原則が適用されます。

【労働基準監督官が行う監督指導の一般的な流れ】



【送検後の一般的な流れ】



厚生労働省労働基準局監督課 令和3年2月26日掲載
「労働基準関係法令違反に係る公示事案」
(令和2年2月1日～令和3年1月31日公表分)によると
栃木労働局では、19事案が送検されたと公表されています。

※有罪になった場合に、使用者は
罰 則…最大で「1年以上10年以下の懲役または20万円以上300万円以下の罰金」
罰則以外…企業の信用失墜により、社会的制裁を受けるというデメリット

《筆者：鍋島明子》

お知らせ

New トライアル雇用助成金が、新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方にも適用されるようになりました。(要件等はございますので、詳しくは、当事務所へお問い合わせ願います。)

New 男性の育児休業は、子の出産予定日から育児休業給付金が支給され、また、子の出産予定日から社会保険料免除対象期間となるようになりました。

令和3年4月1日改正

- ・パートタイム・有期雇用労働法…同一労働同一賃金法制の中小企業への適用開始
- ・高年齢者雇用安定法…70歳までの就業機会確保(努力義務)
- ・労働施策総合推進法…中途採用に関する情報の公開が義務化
- ・労働安全衛生法施行令…金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務化

労働保険料の年度更新

賃金台帳と工事台帳(建設事業)をもとに労働保険料の精算を行いますのでご協力お願い致します。

自然との共生

すっかり季節は春

身体の動きも軽くなり
ウキウキしながら自然を満喫しています



この時期にしか見られない
かたくりの絨毯
本当に綺麗です



わたしのひとこと

高年齢者雇用安定法が、令和3年4月1日施行で改正され、70歳までの雇用が努力義務となりました。確かに、人手不足は蔓延していますので、雇用の延長は必要であると思いますが、誰もが70歳まで働けるとするのは難しいのではないのでしょうか？

まず、多くの高齢者は、時代の流れについていけないのが事実です。また、職場での足手まといになってしまう恐れもあります。目に、耳に、そして脳に活力がなくなるのが実際に、体力の衰えが目立ってくるのも事実です。私事で恐縮ですが、趣味においてもそうです。北アルプスの穂高岳、槍ヶ岳等にすんなり登れたのが、そうはいかなくなりました。「こんなはずではない…」と自分に言い聞かせても体力がついてこないのが事実です。

寂しい限りですが、最近考えることは、年を重ねても、美しく、そして人間らしく綺麗な年の重ね方を身に着けたいと念じています。今後とも心を磨いていきたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

